

## 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 実施計画策定方針

この方針は、令和2年度（2020年度）から7年度（2025年度）までの第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画における実施計画を策定するための基本的な事項を定めるものです。

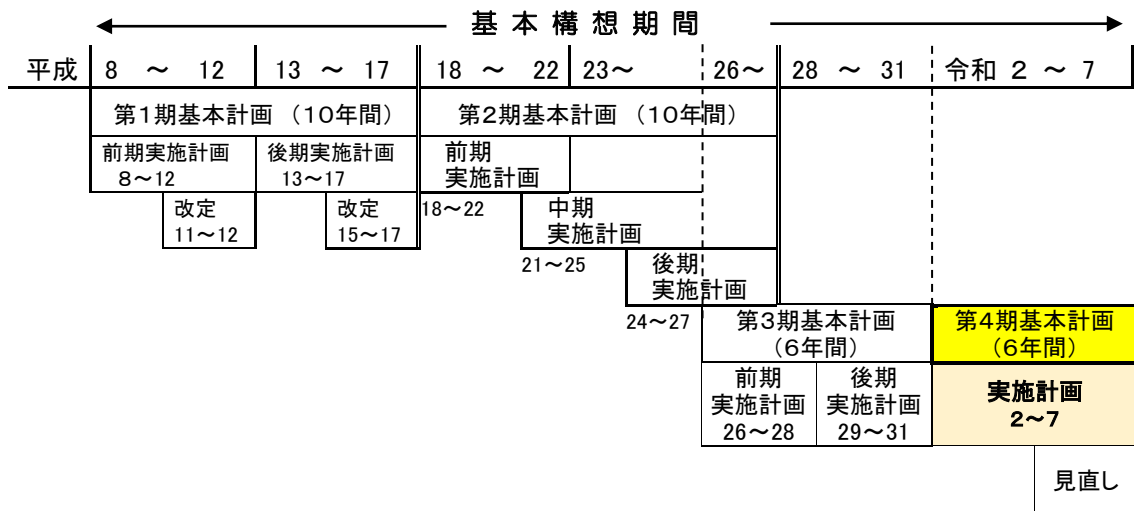
### 1 計画策定の趣旨

第4期基本計画実施計画は、鎌倉市総合計画条例（平成24年（2012年）6月条例第1号）第2条第4号に規定されているとおり、「基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すもの」で、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針とする計画として定めるものです。

このたび、令和2年度（2020年度）を初年度とする第4期基本計画に基づき、新たに6年間の実施計画を策定します。

### 2 計画期間

実施計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から7年度（2025年度）までの6年間とし、中間年次で見直します。



### 3 第4期基本計画実施計画の考え方

第3次鎌倉市総合計画の基本構想では、「**歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していきます。そして、重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進めます。**」として、持続可能な都市経営を推進することとしています。

しかしながら、高齢化や将来の人口減少に伴い、歳入の根幹を成す市税収入が減少するとともに、介護や医療、あるいは子育て支援施策の充実に伴う社会保障費の増大など、経常的に支出する義務的経費の増加による財政の硬直化が見込まれています。また、高度経済成長期に整備された公共建築物や道路、下水道など市民生活を支える社会基盤施設は老朽化が進み、その維持管理経費は今後、さらに大きく増加することが見込まれて

おり、引き続き、厳しい財政状況におかれています。

こうした中、平成28年(2016年)3月には鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」を基本方針として掲げ、持続可能な都市経営を推進してきました。

また、第3期基本計画後期実施計画では「安全・安心なまち」、「働くまち」、「子どもが育つまち」、「健康に暮らせるまち」の4つのまちの実現につながる施策に注力し、一定の成果をあげてきました。

現在策定中の第4期基本計画では、加速化する人口減少や長高齢化社会の進行等により引き起こされる社会問題及びテクノロジーの進化等の社会情勢の変化を改めて認識するとともに、新たに「SDGs」、「共創」、「共生」の視点に配慮した計画として検討を進めてまいりました。また、真に市民が必要とする行政サービスに注力するため、証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進することで、特に優先して取り組んでいく施策を明確にし、選択と集中による行財政運営を徹底することとしています。

今回策定する第4期基本計画実施計画では、第3期基本計画後期実施計画に引き続き、**災害に強いまちづくり**に注力するとともに、第4期基本計画で推進する**環境負荷が少ないまちづくり**、**長寿社会に対応したまちづくり**に注力します。また、鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略で推進してきた持続可能な都市経営を継続し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の実現に注力します。

さらに第4期基本計画で施策の方針ごとに定めた「目標とするまちの姿」の実現のため、今後の市政運営の基盤となる**行財政運営の最適化**に注力します。これにより、第3次鎌倉市総合計画における**最後の実施計画**として、基本構想で掲げた将来都市像とこれを支える6つの将来目標の実現を目指します。

#### 4 第4期基本計画実施計画の概要

第4期基本計画実施計画は、**施策の選択と集中による事業量の適正化を図るとともに、今後財政課から示される財政推計を見据えたうえで**策定します。第3期基本計画後期実施計画と同様に、「実施事業」と「重点事業」で構成することで、市民に対し市の全ての事業を明らかにするとともに、実施計画期間内に重点的に取り組む重点事業については、工程と期間内の推計事業費を明らかにし、着実に推進していきます。

##### (1) 実施事業

本市の事業は全て基本計画に基づき実施するものであることから、市が行う全ての事業を、基本計画を推進するための「実施事業」とし、第4期基本計画実施計画でその概要を示すこととします。

##### (2) 重点事業

「実施事業」のうち、第4期基本計画の各「施策の方針」の「**主な取組**」として**位置付けている取組**の中で、特に重点的に取り組むべき事業で、次の項目に該当する事

業を「重点事業」として位置付け、事業目標や年度ごとの事業工程等を明らかにします。

ただし、計画期間中の各年度の工程が「検討」や「調整」等となる事業（準備段階にある事業）や、事業の終期がない永続的事业は、原則として除くものとします。

#### ア 目指すまちの実現につながる事業

- ①「強靱（レジリエンス）なまち」の実現につながる事業
- ②「環境負荷低減のまち」の実現につながる事業
- ③「長寿社会のまち」の実現につながる事業
- ④「働くまち」の実現につながる事業
- ⑤「住みたい・住み続けたいまち」の実現につながる事業

#### イ 行財政運営の適正化につながる事業

なお、原則として「重点事業」は、**計画期間中に政策的に注力する要素のみとして、新たな事業として位置付けること**し、経常的な要素については「重点事業」に含めないこととします。

##### ※注1

事業の終期がない永続的事业であっても、第4期基本計画実施計画期間である令和2年度から7年度の間には新たな取組が開始される事業については、「重点事業」に位置付ける可能性があります。

##### ※注2

第3期基本計画後期実施計画と同様、「実施事業」「重点事業」の単位は、予算体系における小事業と同単位（実施事業＝小事業）となります。実施計画を策定する段において、事業単位の調整作業を行います。

##### ※注3

第4期基本計画は『「施策を取り巻く状況」→「目標とするまちの姿」→「主な取組』』と、ロジックツリーでつながることを意識して策定していることから、重点事業については「主な取組」（計画の推進に向けた考え方の「市民自治」、「行財政運営」については、「計画の推進に向けた考え方」を具現化した事業）とのつながりを明確にするとともに、原則として重点事業ごとに成果指標を設定し、年度ごとに事業の進捗を客観的な事業成果で判断できない事業は、採択の優先順位を下げるものとします。

## 5 事業に係る経費

「実施事業」及び「重点事業」に係る予算についての取り扱いは、毎年度財政課から示される予算編成方針において明らかにします。

## 6 「重点事業」の計画表の提出

「重点事業」に位置付けようとする事業については、実施計画期間における事業の計

画表の提出を受けることとします。「重点事業」に位置付けるか否かの判断にあたっては、計画表に基づき、ヒアリング等を行います。

## 7 事業の進行管理

第4期基本計画実施計画の着実な推進に向け、毎年度、事業が効率的・効果的に行われているか否かを設定した成果指標等により把握するとともに、行政評価制度などを活用したPDCAサイクルにより、事業の進行管理を行います。

なお、時代の変化に柔軟に対応するため、計画の中間年次で見直し（ローリング）を行うこととします。

## 8 実施計画策定のスケジュール

		実施計画	予算編成
令和元年	7月	実施計画策定方針の決定	
	8月	計画表の受付	
	8月	事業の査定、工程調整	
	9月	事業の査定、工程調整	予算編成方針
	10月	主旨採択	理事者中間ヒアリング
	11月	主旨採択事業の工程調整	
	12月	実施計画書（案）の策定	理事者最終ヒアリング
令和2年	1月	実施計画書（案）の決定	理事者最終ヒアリング・最終査定
	2月		新年度予算（案）議会提案
	3月		新年度予算（案）議会審議（予算決定）
	4月	実施計画書の決定	

令和元年7月29日 市長決裁